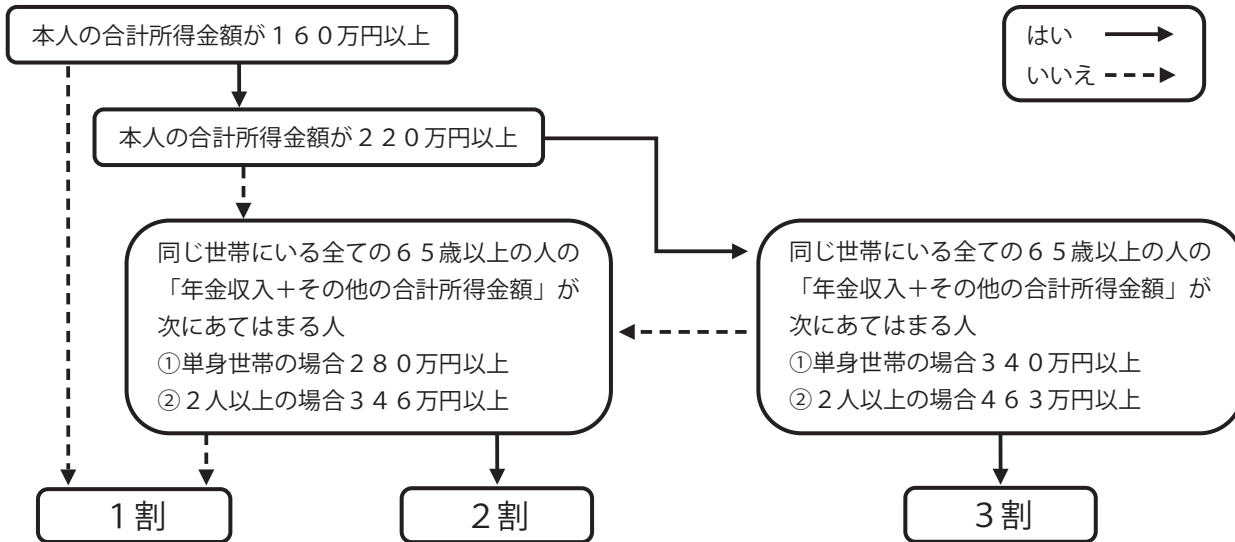


介護サービスの利用者負担割合

介護サービスを利用するときは、「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合に応じて、原則としてサービス費用のうち1割が利用者の負担となります。

また、65歳以上の第1号被保険者であって、一定以上の所得がある方は2割、特に所得の高い方は3割負担となります。（3割負担は、30年8月から導入されます。）

利用者負担割合の判定基準



※ 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※ 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

高額介護（介護予防）サービス費の支給

1か月間に利用した介護サービスの利用者負担額（自己負担分）が上限額を超えた場合、申請により高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

社会福祉法人によるサービスの利用者負担額の軽減

社会福祉法人が運営主体となっているサービスを利用した場合に、要件にあてはまる方は、申請により利用者負担が軽減されます。

施設入所者の食費・居住費の軽減

介護保険施設や短期入所施設に入所した場合に、利用者負担第1段階から第3段階に該当する方は、申請により食費・居住費の負担が軽減されます。

※ 現在交付している「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の有効期限は7月31日(火)です。引き続き減額認定を受ける場合は、8月中に申請の手続きをしてください。

HP 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 療育支援講演会

「知っておきたい、成長に関わる子どもの疾患」

子どもの成長障がいにはさまざまな要因がありますが、早期に症状を発見し、適切な治療を開始することが重要です。小児内分泌疾患の専門医である鎌崎穂高氏を講師に迎え、『低身長』など「成長に関わる子どもの疾患」について理解を深めるための講演会を開催します。

日時 9月8日(土) 午後1時～3時（受付は午後0時半～）

会場 総合保健センター

講師 鎌崎 穂高氏（札幌医科大学医学部小児科学講座 講師）

定員 80人（申込順）

お申込み・問合せ 8月24日(金)までに電話で、母子保健課（☎32-1533）へ。

